

制度概要

長崎市中小企業災害復旧等支援危機関連保証（略称：長危機関連）		
目 的	危機関連保証制度に準拠し、突発的に生じた大規模な経済危機、災害等の事象により著しい信用収縮が生じた中小企業者に対して信用保証協会が資金調達支援を行い、中小企業者の事業継続や経営の安定を図ることを目的とする。	
保 証 の 対 象 (資 格 要 件)	長崎市内に住所(法人の場合は登記簿上の所在地)を有し、原則として長崎市内で同一事業を1年以上継続して営み、市税を完納している中小企業者であって、保険法第2条第6項の規定により経営の安定に支障を生じていることについて市町村長又は特別区長の認定を受けた中小企業者	
対 象 資 金	経営の安定に必要な事業資金	
保 証 条 件	貸付限度額	2,000万円 ただし、長災害復旧と合算で2,000万円以内とする。 (注1)8,000万円を超える無担保保証であっても、信用保証協会が、実質的な保全が出来ており担保による保全が大きな問題とならないと判断する場合など、個々の中小企業の特性や実情等を総合的に勘案し保証可能と判断した場合には、普通保険にかかる保証を弾力的に利用できるものとする。 (注2)災害関係保証(東日本大震災についての激甚災害及びこれに対し適用すべき措置の指定に関する政令(平成23年政令第18号)第1条の規定により指定された措置及び保険法第2条第6項の経済産業大臣が認める場合における同項の事象についての激甚災害に対処するための特別の財政援助等に関する法律第2条第2項の規定により同条第1項の政令で指定された措置に係るものに限る。)、東日本大震災復興緊急保証及び経営安定関連保証と合算して、それぞれ以下の額までとする。 普通保険にかかる保証 4億円以内 ただし、中小企業者が組合の場合は、8億円以内 無担保保険にかかる保証 1億6,000万円以内 無担保無保証人保証 4,000万円以内
	保証期間	運転資金 7年以内 (うち据置 1年以内) 設備資金 10年以内 (うち据置 1年以内)
	返済方法	元金均等返済
	貸付形式	証書貸付
	担 保	必要に応じて徴求する
	保 証 人	必要となる場合がある。ただし、法人代表者以外の連帯保証人は原則不要
	貸付利率	年1.40%
保 証 料 率	基準料率	年0.80%
	適用料率	①申込人が会計参与設置会社である場合は、会計割引(0.10%)を適用する。 ②保証協会の定める要件を満たし、保証料率の引上げを条件に経営者保証を提供しないことを選択する事業者については、要件の充足状況に応じて上記保証料率から0.25%または0.45%の料率を割増する。 ※物的担保の提供による割引(有担保割引)は適用されない。
	保証料補助	長崎市が全部を補助する。 ただし、適用料率②による保証料率引上げ分を除く。
責 任 共 有	責任共有対象外(100%保証)	
取扱金融機関	十八親和銀行、長崎銀行、西日本シティ銀行、福岡銀行、佐賀銀行、北九州銀行、たちばな信用金庫、長崎三菱信用組合、三菱UFJ銀行、商工組合中央金庫(注) (注)危機関連保証と同一の危機事象について危機対応業務が発動されている場合は、商工組合中央金庫での本制度の取扱いは原則出来ません。	
申 込 時 添 付 書 類	①保険法第2条第6項の規定による市町村長又は特別区長の認定書 ②市税の納税証明書(未納がない旨のもの) ③その他保証協会が必要とする書類	
留 意 事 項	半期に一度、業況報告書の提出が必要。ただし、保険法第2条第6項の経済産業大臣が認める日から1年以内の期間(同項に定める信用の収縮の状況を勘案し、経済産業大臣が1年を限り当該期間を延長したときは、その延長した期間を含む。)(以下「危機指定期間」という。)中であるとき、または保証期間が1年以内であるときはこの限りでない。	
実 施 日	平成30年 4月25日 創設 令和 7年 6月13日 最終改正	